

○性格等に関する運転適性検査の積極的な活用と指導者の養成について

(平成13年2月2日例規第2号)

[沿革] 平成20年5月例規第30号、24年10月第30号、31年4月第23号、令和3年1月第1号改正

「警察庁方式運転適性検査K―1、K―2」(以下単に「運転適性検査」という。)は、交通運輸事業所を始めとする各種事業所、一般会社、指定自動車教習所等(以下「民間事業所等」という。)において自ら従業員又は教習生を対象に性格等について検査を行い、その結果を通じて安全運転管理等に活用し、もって、交通事故の防止に資するため、警察庁において開発されたものであるが、運転者教育の重要性にかんがみ、今後、民間事業所等における運転適性検査の積極的な活用と運転適性検査の実施及び指導を行う者(以下「運転適性検査・指導者」という。)の養成を推進することとしたので、下記により適正な運用に努められたい。

記

第1 運転適性検査の概要

1 運転適性検査の性能

運転適性検査は、自動車の運転における事故傾向と関連性の深い次に掲げる要素について集団により検査し、個人の適性又は欠陥を指摘してそれを補完する運転を行うことを具体的に指導することにより事故の防止を図るものであり、心理学応用の検査としては極めて確度の高い性能を有しているものである。

- (1) 動作の正確さ
- (2) 動作の速さ
- (3) 精神的活動性
- (4) 衝動抑止性
- (5) 情緒安定性

2 運転適性検査の所要時間

運転適性検査そのものに要する時間は約32分であり、趣旨説明その他の時間を含めて50分以内で終了するものである。

3 運転適性検査の実施方法

運転適性検査の実施に当たっては、机、いすを用いる静かな検査室が望ましく、1回の検査人員は、運転適性検査・指導者の能力及び検査補助者の数によって異なるが、30人前後が好ましく、最大限50人程度までが適当である。

第2 運転適性検査の活用にあたっての留意事項

1 民間事業所等に対する働きかけ

運転適性検査の結果については、被検査者の所属する民間事業所等の人事管理者等を通じて、診断票を本人に交付して検査の結果を示し、自動車を運転する上での指導を具体的に行い、場合によっては職場の配置転換又は運行経路の変更、補助者の添乗等の措置をとらせることにより交通事故の防止を図るものであることから、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）及び各警察署長は、民間事業所等に対し、運転適性検査の実施と結果の活用が推進されるように、積極的な広報に努めるものとする。

2 運転適性検査・指導者との連携

運転免許課長は、運転適性検査の実施に当たっては、次に掲げるところにより民間事業所等の運転適性検査・指導者と緊密に連携を行うものとする。

- (1) 民間事業所等が自ら検査をした者のうち、特に疑問のある者に対しては、運転免許課において更に精密な検査を行うことができるように連携を図ること。
- (2) 運転適性検査の検査用紙が一般に公開され、事前に検査の練習が行われた場合は、適正な評価が行われないことになるため、検査用紙及び使用済みの用紙は、民間事業所等の責任者が管理して散逸を防止するように指導すること。

3 自主検査を認める範囲

運転免許課長は、民間事業所等に運転適性検査・指導者資格者証（別記様式第1）又は上級運転適性検査・指導者資格者証（別記様式第2）の交付を受けた者が所属している場合でなければ、当該民間事業所等において自ら運転適性検査を行わせないものとする。

第3 運転適性検査・指導者等の資格等

1 運転適性検査・指導者の資格及び運転適性検査・指導者資格者証の交付

- (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 次のいずれにも該当する者

- (ア) 第4の1の①に定める運転適性検査・指導者の資格を得ようとする者に対する新任教養（④において「新任教養」という。）に先立って実施する科学警察研究所編「運転適性検査（73—1）」による検査において、4若しくは5の判定を受けた者又は3の判定を受けた者で精神的活動性の性能別判定値が4若しくは5のものであること。

- (イ) 新任教養を受講し、かつ、年齢等を考慮した上で運転適性検査・指導者として適格者と認められる者であること。ただし、大学において心理学を専攻した者又はこの種の検査の経験が豊かな者であって、運転免許課長が当該教

養を受講することを要しないと認めるものについては、当該教養を受講する必要がないものとする。

イ 警察庁が行う中堅運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了した者

ウ 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修（警察）、取消処分者講習指導員研修（一般）、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者

エ 自動車安全運転センターが実施する安全運転管理課程（５日間コース）の研修を終了した者

- (2) 運転免許課長は、運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けることができる者から運転適性検査・指導者資格者証の交付の申出があったときは、運転適性検査・指導者資格者証を交付するものとする。この場合において、運転免許課長は、申出者に、運転適性検査・指導者資格者交付申請書（別記様式第３）の提出を求めるものとする。

2 上級運転適性検査・指導者の資格及び上級運転適性検査・指導者資格者証の交付

- (1) 上級運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けることができる者は、現に運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた後、運転適性検査業務に従事した期間がおおむね５年以上の者で、第４の１の④に定める上級運転適性検査・指導者の審査を受けようとする者に対する教養を受講し、かつ、第５に定める上級運転適性検査・指導者に係る審査を受け、これに合格したもの

イ 警察庁が行う中堅運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了した者で、運転適性検査業務に従事した期間が２年以上のもの

ウ 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修（警察）、取消処分者講習指導員研修（一般）、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者で、警察庁交通局運転免許課長が適当と認めるもの

- (2) 運転免許課長は、上級運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けることができる者から上級運転適性検査・指導者資格者証の交付の申出があったときは、上級運転適性検査・指導者資格者証を交付するものとする。この場合において、運転免許課長は、申出者に、上級運転適性検査・指導者資格者交付申請書（別記様

式第4)の提出を求めるものとする。

3 運転適性検査・指導者資格者証及び上級運転適性検査・指導者資格者証の再交付等

(1) 運転適性検査・指導者資格者証及び上級運転適性検査・指導者資格者証の再交付

ア 運転免許課長は、運転適性検査・指導者資格者証又は上級運転適性検査・指導者資格者証の再交付の申出があったときは、運転適性検査・指導者資格者証再交付申請書（別記様式第4の2）により受理し、当該申請書の記載事項を確認するものとする。この場合において、運転免許証その他の当該申請に係る者の氏名等を証するに足りる書類（以下「運転免許証等」という。）を提示させるものとする。

イ 運転免許課長は、アによる確認の結果、運転適性検査・指導者資格者証又は上級運転適性検査・指導者資格者証を再交付することが適当であると認めるときは、当該資格者証を再交付するものとする。この場合において、再交付する資格者証には、当初の申請に係る交付番号を記載するものとし、その下に「再交付」と表示するものとする。

(2) 運転適性検査・指導者資格者証及び上級運転適性検査・指導者資格者証の記載事項の変更

ア 運転免許課長は、運転適性検査・指導者資格者証又は上級運転適性検査・指導者資格者証の記載事項の変更の届出があったときは、運転適性検査・指導者資格者証記載事項変更届出書（別記様式第4の3）により受理し、当該届出書の記載事項を確認するものとする。この場合において、運転免許証等を提示させるほか、当該変更に係る資格者証を提出させるものとする。

イ アの場合において、提出を受けた資格者証の記載事項の変更をするときは、当該変更箇所を二本線で削除し、本部長印を押印した上、新たな事項を記載するなど所要の措置を講ずるものとする。

4 上級運転適性検査・指導者の任務

上級運転適性検査・指導者は、自ら運転適性検査を実施するほか、運転適性検査・指導者に対し、運転適性検査が正確かつ適正に行われるよう必要な指導を行うものとする。

第4 運転適性検査・指導者等に対する教養

1 教養の実施

- (1) 運転免許課長は、運転適性検査・指導者の資格を得ようとする者については、2日間（14時間）の新任教養を行うものとする。
- (2) 運転免許課長は、上級運転適性検査・指導者に係る審査を受けようとする者については、1日（6時間）の教養を行うものとする。

2 教養内容等

運転適性検査・指導者の資格を得ようとする者に対する新任教養及び上級運転適性検査・指導者に係る審査を受けようとする者に対する教養の内容及び内容ごとの時間数については、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 運転適性検査・指導者の資格を得ようとする者に対する新任教養

日別	内 容	時 間 数
1 日 目	運転適性検査の基本	1 時間
	運転適性検査実施要領	1 時間
	運転適性検査K型採点、評価、判定及び診断票作成	2 時間
	運転適性検査実施実習	3 時間
2 日 目	運転行動と心理特性の概説	2 時間
	運転適性診断票の読み方	1 時間
	運転適性検査結果に基づく指導要領	1 時間
	運転適性検査結果に基づく指導実習	2 時間
	運転適性検査取扱い上の留意事項	1 時間

- (2) 上級運転適性検査・指導者に係る審査を受けようとする者に対する教養

内 容	時 間 数
運転適性検査の仕組み	1 時間
運転適性検査実施実習	2 時間
運転適性検査結果の読み方と指導実習	2 時間
運転適性検査取扱い上の留意事項	1 時間

第5 上級運転適性検査・指導者に係る審査

1 審査要領

上級運転適性検査・指導者に係る審査は、次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる審査細目について、正誤式の筆記試験により行うものとし、試験問題の出題数は40問、所要時間は30分とする。

審 査 項 目	審 査 細 目
運転適性検査の仕組み	1 運転適性に関する知識
	2 各種運転適性検査の用途
	3 心理検査に係る統計上の基礎知識

運転適性検査実施実習	1 適切な検査実施要領 2 採点、評価値算出及び診断票作成要領
運転適性検査結果の読み方の指導実習	1 運転適性検査で測定している要素 2 カウンセリング手法に基づいた指導要領
運転適性検査取扱い上の留意事項	1 検査結果の適正な取扱い及び管理 2 指導者に求められる資質及び資格 3 運転者教育における運転適性検査の役割

2 合格基準

審査の合格基準は、90パーセント以上の成績であることとする。

第6 研修会の開催

運転免許課長は、運転適性検査・指導者及び上級運転適性検査・指導者の資質の向上を図るため、必要に応じて研修会を開催し、知識及び能力の向上に努めるものとする。

第7 記録

- (1) 運転免許課長は、運転適性検査・指導者資格者証及び上級運転適性検査・指導者資格者証を交付した者の所属する民間事業所等の名称及び氏名を運転適性検査・指導者資格者証等交付者名簿（別記様式第5）に記録し、保管するものとする。
- (2) 運転免許課長は、運転適性検査・指導者資格者証及び上級運転適性検査・指導者資格者証の再交付又は記載事項の変更をしたときは、運転適性検査・指導者資格者証等交付者名簿に所要の事項を記載しておくものとする。

第8 経過措置

現に運転適性検査・指導者として認定証の交付を受けている者は、この例規通達に定めるところにより運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者とみなすものとする。

別記様式第 1 （第 2 関係）

第 号

運 転 適 性 検 査 ・ 指 導 者 資 格 者 証

事業所等の名称

役 職 名

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、「警察庁方式運転適性検査」の運転適性検査・指導者として
適格者であることを証明する。

年 月 日

奈良県警察本部長 印

別記様式第 2（第 2 関係）

第 号

上 級 運 転 適 性 検 査 ・ 指 導 者 資 格 者 証

事業所等の名称

役 職 名

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、「警察庁方式運転適性検査」の上級運転適性検査・指導者として適格者であることを証明する。

年 月 日

奈良県警察本部長 印

別記様式第 3 （第 3 関係）

運転適性検査・指導者資格者証交付申請書 年 月 日 奈良県警察本部長 殿 申請者 氏 名 私は、次のとおり運転適性検査・指導者資格者証の交付を申請します。	
氏 名 (生 年 月 日)	年 月 日生 (歳)
住 所	
勤務先等	事業所等の名称
	所 在 地 (電話番号)
	役 職 名
運転適性検査・指導者 資格者証交付申請事由	

別記様式第 4 （第 3 関係）

上級運転適性検査・指導者資格者証交付申請書 年 月 日 奈良県警察本部長 殿 申請者 氏 名 私は、次のとおり上級運転適性検査・指導者資格者証の交付を申請します。	
氏 名 (生 年 月 日)	年 月 日生 (歳)
住 所	
勤務先等	事業所等の名称
	所 在 地 (電話番号)
	役 職 名
上級運転適性検査・指導 者資格者証交付申請事由	

別記様式第4の2（第3関係）

運転適性検査・指導者資格者証 上級運転適性検査・指導者資格者証 再交付申請書 年 月 日 奈良県警察本部長 殿 申請者 氏 名 私は、次のとおり運転適性検査・指導者資格者証 上級運転適性検査・指導者資格者証の再交付を申請します。	
氏 (生 年 月 日)	年 月 日生 (歳)
住 所	
勤 務 先 等	事業所等の名称
	所 在 地 (電 話 番 号)
	役 職 名
資 格 者 証 再 交 付 申 請 事 由	
交 付 年 月 日	年 月 日
交 付 番 号	
備 考	

別記様式第4の3（第3関係）

運転適性検査・指導者資格者証
記載事項変更届出書
上級運転適性検査・指導者資格者証

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

届出者
氏 名

私は、次のとおり 運転適性検査・指導者資格者証 の記載事項の変更を届け
上級運転適性検査・指導者資格者証
出ます。

氏 名 (生 年 月 日)	年 月 日生 (歳)
--------------------	--------------

住 所	
-----	--

勤 務 先 等	事業所等の名称	
	所 在 地 (電 話 番 号)	
	役 職 名	

変 更 事 項	新	
	旧	

備 考	
-----	--

別記様式第5（第7関係）

運転適性検査・指導者資格者証等交付者名簿

[illegible]

